

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

町の区域の変更等

土地改良区の役員の就退任(二件)

土地改良区の役員の退任

土地改良事業の認可(三件)

土地改良法による換地処分

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて  
の同意を求めるための発起人の届出

公有水面の埋立ての免許の届出願

都市計画事業の認可

収入証紙の小売りさばき人の指定

### ◇ 選管告示

選挙管理委員会の招集

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

## 告 示

### 鳥取県告示第九百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。  
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取南部(玉津)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域(昭和五十九年四月二十四日現在の地番による。)
玉津字横畑	玉津字横畑のうち五一の七及びこれと一体をなす国有地並びに五一の五と一体をなす国有地以外の区域
玉津字村中	玉津字村中のうち六四の一、六四の三、六五の三から六五の五まで、六五次一、六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七八と一体をなす国有地の一部以外の区域
玉津字寺田	玉津字寺田のうち八〇の一の一部、八一の二の一部及びこ

<p>玉津字湯谷</p>	<p>玉津字殿屋敷</p>	
<p>玉津字湯谷のうち一〇二、一〇五、一〇六、一〇六次一、一〇七、一〇八(合併、一一〇、一一一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>玉津字殿屋敷のうち八八の一、八八の二、八九の一の八、八九の二の一部、八九の三、八九の四の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 玉津字村中六四の一部、六四の三、六五の三から六五の五まで、六五次一、六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七八と一体をなす国有地の一部 玉津字寺田八〇の一部及びこれと一体をなす国有地 玉津字向田九五の一部、九五の二、九五の三、九六の一、九六の二、九七の一、九七の二、九八、九九の一の一部、一〇一の一部、一〇二の一部、一〇一次一及びこれらと一体をなす国有地 玉津字湯谷一〇二、一〇五、一〇六、一〇六次一、一〇七の一部、一〇八(合併の一部、一一〇、一一一の一部及びこれらと一体をなす国有地 倭文字湯谷南割四五四の一部、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>れらと一体をなす国有地並びに八〇の三と一体をなす国有地の一部以外の区域 玉津字村中七八と一体をなす国有地の一部 玉津字細谷八四の一の一部、八四の二の一部、八五の一の一部、八六の一の一部、八七及びこれらと一体をなす国有地 玉津字殿屋敷八九の四の一部 玉津字中道一二六の一部及びこれと一体をなす国有地並びに一一六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>倭文字湯谷北割</p>	<p>倭文字弁才天</p>	<p>倭文字大土居前</p>
<p>倭文字湯谷北割のうち四五三の一部以外の区域 倭文字弁才天四四九の一と一体をなす国有地</p>	<p>倭文字弁才天のうち四四九の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>倭文字大土居前のうち四一一の二の一部、四一一の三の一部以外の区域</p>
<p>倭文字松ノ木前</p>	<p>玉津字新城寺</p>	<p>玉津字中道</p>
<p>倭文字松ノ木前のうち四〇八の七と一体をなす国有地の一部以外の区域 倭文字大土居前四一一の二の一部、四一一の三の一部</p>	<p>玉津字新城寺のうち一三五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 玉津字中道一三三の一部</p>	<p>玉津字中道のうち一二六の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 玉津字寺田八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに八〇の三と一体をなす国有地の一部 玉津字細谷八四の一の一部、八四の二の一部、八四の三、八四の四、八五の一の一部、八五の二、八六の一の一部、八六の二及びこれらと一体をなす国有地 玉津字殿屋敷八八の一、八八の二、八九の一の一部、八九の二の一部、八九の三、八九の四の一部、九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地 玉津字湯谷一〇七の一部、一〇九(合併の一部、一一一の一部 玉津字新城寺一三五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

	<p>倭文字湯谷南割四五五の一部、四五六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>倭文字西ノ畑四六三、四六五の一、四六五の三、四六五の五から四六五の七まで、四六六の三から四六六の八までと一体をなす国有地</p>
<p>倭文字湯谷南割</p>	<p>倭文字湯谷南割のうち四五四の一部、四五五の一部、四五六の一部、四五六の二、四五七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>倭文字湯谷北割四五三の一部</p> <p>倭文字池ノ内四七九の三の一部、四八一の一の一部、四八一の三の一部</p> <p>玉津字横畑五一の七及びこれと一体をなす国有地並びに五一の五と一体をなす国有地</p> <p>玉津字村中六四の一の一部</p> <p>玉津字向田九五の一の一部、九九の一の一部、一〇一の一の一部、一〇一の二の一部</p>
<p>倭文字西ノ畑</p>	<p>倭文字西ノ畑のうち四六三、四六五の一、四六五の三、四六五の五から四六五の七まで、四六六の三から四六六の八までと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>倭文字池ノ内</p>	<p>倭文字湯谷南割四五六の二及びこれと一体をなす国有地</p> <p>倭文字池ノ内のうち四七九の三の一部、四八一の一の一部、四八一の三の一部以外の区域</p> <p>倭文字堤下タ五〇四の三、五〇五の一、五〇六の一、五〇七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>倭文字堤下タ</p>	<p>倭文字堤下タのうち五〇四の三、五〇五の一、五〇六の一、五〇七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

廃止する字の名称

玉津字細谷、玉津字向田

鳥取県告示第九百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり本高土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事	河原 多一郎	鳥取市本高一二九
"	河原 茂平太	三五〇
"	河原 健 治	八五
"	小山 和 夫	一四三
"	松村 美 親	一七四
"	河原 信 則	一八一
監事	松本 嘉 宏	一六六
"	山本 伊太郎	一八〇
"	小松 太一郎	一六〇
"	河原 正 彰	六〇

昭和五十九年六月十四日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 河原 健治 鳥取市本高八五

“ 河原 信則 “ 一八一

“ 松村 美親 “ 一七四

“ 小山 和夫 “ 一四三

“ 山本 伊太郎 “ 一八〇

“ 懸樋 幸雄 “ 一六七

監事 松本 嘉宏 “ 一六六

“ 河原 正彰 “ 六〇

“ 小松 太一郎 “ 一六〇

“ 高本 栄 “ 三四七

昭和五十九年六月十五日就任 任期二年

鳥取県告示第九百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり北条土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 山田 一幸 倉吉市厳城七九四

“ 山本 幸人 “ 小田一九二

“ 木天 富治 “ 下古川三二四

“ 河本 三男 “ 一六八

“ 伊東 義男 “ 新田一三八

“ 松本 秋 “ 東伯郡北条町大字江北六二一

“ 磯江 美彰 “ 二六一一

“ 井上 好長 “ 大字国坂五四四

“ 青亀 恭巳 “ 二八二

“ 岸田 喜代治 “ 大字土下一九六

“ 田熊 茂美 “ 大字米里二六八一

“ 矢木 稔 “ 大字北尾四八八

“ 三谷 三郎 “ 大字弓原三七四

“ 太田 重栄 “ 大字下神七〇八

“ 谷本 正和 “ 大字曲三一六

“ 大西 義信 “ 大字瀬戸三七九一

“ 生原 敏夫 “ 大字六尾三二七

監事 田中 実 “ 倉吉市古川沢一九三

“ 西谷 重幸 “ 東伯郡北条町大字江北六一三

“ 加藤 一夫 “ 大字松神七六四

“ 根鈴 一雄 “ 大栄町大字西園一一四四

昭和五十九年十月二十三日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事

山口 一良 倉吉市巖城一一九六

山本 幸人 " 小田一九二

河本 三男 " 下古川一六八

伊東 利春 " 新田二六六

尾崎 光春 " 中江九〇

松本 秋 東伯郡北条町大字江北六二一

磯江 美彰 " 二六一一

井上 好長 " 大字国坂五四四

井上 輝蔵 " 二五三

岸田 喜代治 " 大字土下一九六

岩垣 輝夫 " 大字島五八〇

矢木 稔 " 大字北尾四八八

中田 勝美 " 大字田井一三四

根鈴 一雄 " 大字松神七六四

谷本 正和 " 大字曲三一六

大西 義信 " 大字町大字東園四〇三

田中 明行 " 大字西園一一三〇

山崎 祥雄 " 大字瀬戸六六

監事 西谷 重幸 倉吉市古川沢一九三

" 西村 一幸 東伯郡北条町大字江北八三一

" 田熊 茂美 " 大字米里二六八一

" 奥田 泰 " 大字町大字六尾四七五

昭和五十九年十月二十四日就任 任期四年

鳥取県告示第九百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 木 村 活 壽 米子市彦名町五〇五二

昭和五十九年十月一日退任

鳥取県告示第九百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町土地改良区が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業西伯（阿賀）地区区画整理）を昭和五十九年十一月二十九日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町土地改良区が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業西伯（能竹）地区区画整理）を昭和五十九年十一月二十九日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百四十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）馬徳地区暗きよ排水）を昭和五十九年十一月二十九日認可したので、同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百四十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る鳥取南部（玉津）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県告示第九百四十五号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項に規定する同意を求めることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項	発起人になろうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	漁業者調書の縦覧
	気高郡気高町大字酒津四四二 西 垣 重 雄 気高郡気高町大字酒津三三七 辰 己 武 気高郡気高町大字酒津四一五 高 嶋 栄	酒津加入区	漁業災害補償法 第四百条第二号に掲げる漁業	酒津漁業協同組合
				昭和五十九年十二月四日から同月十八日まで

鳥取県告示第九百四十六号

公有水面の埋立ての免許の出願があつたので、公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して三週間鳥取県農林水産部漁港課及び泊村役場に備え置いて公衆の縦覧に供する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町二丁目二二〇

二 埋立区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字堅岩七四六一三六から同村大字園字西ノ前三までの地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から7の地点までを順次に直線で結んだ線、7の地点から9の地点までを順次に通る昭和五十八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、9の地点から13の地点までを順次に直線で結んだ線及び13の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 泊港西防波堤灯台（北緯三五度三〇分五〇秒東経一三三度五六分二六秒）から二四二度〇〇分三二六・〇〇メートルの地点

- 2の地点 1の地点から四五度三〇分五〇・〇〇メートルの地点
- 3の地点 2の地点から一三五度三〇分一六・一〇メートルの地点
- 4の地点 3の地点から一四五度〇〇分二七・〇〇メートルの地点
- 5の地点 4の地点から五三度三〇分一九三・三〇メートルの地点
- 6の地点 5の地点から一四一度〇〇分三四・〇〇メートルの地点
- 7の地点 6の地点から一三一度〇〇分一五・八〇メートルの地点
- 8の地点 7の地点から二七度四〇分一一・五〇メートルの地点
- 9の地点 8の地点から二二九度三〇分一五二・五〇メートルの地点
- 10の地点 9の地点から三二五度〇〇分三六・八〇メートルの地点

五 出願年月日

昭和五十九年十一月二十四日

鳥取県告示第九百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業第三・三・五号 境台場公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十二月四日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 境港市花町

2 使用の部分 なし

11の地点 10の地点から三二七度三〇分七〇・五〇メートルの地点

12の地点 11の地点から五五度三〇分二・八〇メートルの地点

13の地点 12の地点から三二六度〇〇分一三〇・五〇メートルの地点

(三) 面積

二六、〇〇三・九一平方メートル

三 埋立てに関する工事の施工区域

(一) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場一五七三から同村大字園字一里濱二三四

〇一までの陸地及びそれらの地先公有水面並びに園川及び清水川の

河川水面

(二) 区域

次のアの地点からオの地点までを順次に直線で結んだ線及びオの地点とアの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

アの地点 泊港西防波堤灯台から三四八度〇〇分一七六・〇〇メートルの地点

ルの地点

イの地点 アの地点から一二五度〇〇分二八〇・〇〇メートルの地点

ウの地点 イの地点から一九二度〇〇分二七〇・〇〇メートルの地点

エの地点 ウの地点から二三〇度〇〇分三三三・〇〇メートルの地点

オの地点 エの地点から三二六度〇〇分四〇〇・〇〇メートルの地点

(三) 面積

一九九、三二九・三〇平方メートル

四 埋立地の用途

漁港施設用地 約二・五五一ヘクタール

関連用地 約〇・〇四九ヘクタール

鳥取県告示第九百四十八号

鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第五条第三



項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
昭和五十九年十二月三日	四四九	米子市角盤町二丁目一―五	株式会社山陰合同銀行米子中央出張所	米子市角盤町二丁目一―五 株式会社山陰合同銀行米子中央出張所

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第百二号

昭和五十九年第十三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

一日時 昭和五十九年十二月七日(金)午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室  
三 議題

- 1 昭和六十年年度選挙常時啓発事業計画について
- 2 新成人研修会について

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
徳永尚後援会	西山 國雄	徳永 茂男	西伯郡中山町羽田井一七〇	昭和五十九年十月五日	その他政治団体

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第百四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十九年十二月四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党名和町支部	代表者の氏名	林原 茂樹	荒松 禮爾	昭和五十二年十月二十二日	政党の支部
日本遺族政治連盟鳥取県本部	会計責任者の氏名	水本 寛	山内 章侑	昭和五十九年十月一日	その他政治団体
松本よう後援会	主たる事務所の所在地	米子市灘町三十四〇	米子市久米町三一	昭和五十九年十月十四日	"
あすの明るい米子を築く会	"	"	"	"	"

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】